

認知症で空き家になるのを防ぐ 自宅信託

こんなケースがございませんか？

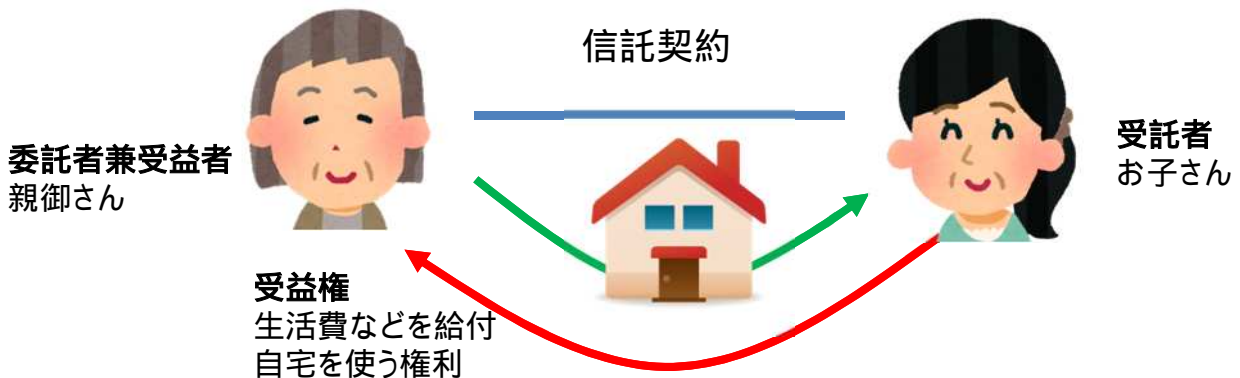
一軒家に一人暮らししている親御さんがいらっしゃいます。
将来、施設に移ったら、自宅不動産は売却しようと考えています。
しかし、そのとき認知症になっていたら...



認知症になると

- 認知症になって判断能力がなくなると不動産の売却はできません。
- 成年後見人(法定後見人)をつけても、居住用不動産の売却には家庭裁判所の許可が必要です。しかし、お金が足りないなどの理由がないと家庭裁判所は自宅を売る許可を出しません。
- 誰も住んでいないにもかかわらず、空き家を売ることができずに、固定資産税や維持費を払い続けなくてはなりません。空き家を放置すると、ご近所迷惑や放火も心配です。

家族信託なら



- 親御さんが元気なうちにお子さんに自宅不動産を信託します。
- 信託した後も、親御さんは自宅不動産に住み続けられます。
- お子さんに自宅の管理・処分権限を与えておけば、親御さんが認知症になって施設などに移住した場合、お子さんが不動産を売却できます。
- 不動産の売却代金はお子さんが管理し、親御さんのために使います。

家族信託のご相談を承ります。
お電話にてお問い合わせください。